

川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、従業員の仕事と生活の調和の推進や、誰もが働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組む企業や団体を、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業」として市が登録し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 市内に事業所があり、市内で事業活動を行い、常時労働者を雇用する企業又は団体をいう。
- (2) 川越市キャリア&ライフサポーター宣言企業 仕事と生活の調和の推進や、誰もが働きやすい職場環境づくり等に積極的に取り組み、そこで働く従業員のキャリア（仕事）とライフ（人生）の充実を応援していくことを宣言する企業等をいう。

(登録要件)

第3条 川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業として登録することができる企業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの取組を過去2年以内に1つ以上実施した実績があること。
 - ア 仕事と生活の調和の推進についての積極的な取組
 - イ 働き方改革の推進についての積極的な取組
 - ウ 多様な働き方の推進についての取組
 - エ 女性や高齢者、障害者、外国人など多様な人材の活躍推進等、誰もが働きやすい職場環境づくりに資する取組
- (2) 労働関係法令を遵守していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等を行っていないこと。

（申請）

第4条 登録を受けようとするものは、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、取組内容を確認できる資料を添付し、市長に提出するものとする。

（登録）

第5条 市長は、申請のあった企業等が第3条に規定する登録要件を満たすと認める場合には、当該企業等を「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業登録台帳（様式第2号）」に登録するものとする。

2 市長は、前項により登録された企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業登録証（様式第3号）」を交付するものとする。

（取組状況等の確認）

第6条 市長は、おおむね3年を目安に、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業確認書（様式第4号）」により、登録企業等について取組状況及び登録内容の確認を行うものとする。

（登録の変更）

第7条 登録企業等は、登録内容に変更があった場合には、当該変更が生じた日から起算して30日以内に、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業変更届（様式第5号）」により、市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 登録企業等は、第3条に掲げる取組を実施しなくなったとき又は登録を辞退しようとするときは、「川越市キャリア&ライフサポーター共同宣言企業辞退届（様式第6号）」により、すみやかに市長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第9条 市長は、登録企業等が、第3条の要件を満たさないことが明らかになったとき又は前条により登録を辞退したとき、その他登録企業等として適当ではなくなつたと認められる場合には、登録を取り消すことができる。

(広報)

第10条 市長は、登録企業等の名称や取組について、市のホームページ等により広報するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。